

## ごみの野外焼却は禁止されています!!

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111(128)



ごみの野外焼却（野焼き）は、一般家庭、事業所問わず一部の例外規定を除いて原則禁止されています。

ごみを野外焼却してしまうと、周りに迷惑をかけるだけでなく火災の原因にもなり大変危険です。また、ごみの野外焼却は法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金という罰則規定があります。

■ごみは分別をして、ごみステーションに出すようにしましょう。

■草木は、そおりサイクルセンター大崎有機工場に持ち込むことができます。

※持ち込みには、無料搬入券が必要です。役場環境対策係または野方支所で無料搬入券の交付を受けてください。

## 「新聞・チラシ」は町分別収集へご協力ください

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111(128)

新聞・チラシの回収量が年々減少しています。

新聞・チラシなどの資源ごみ売却益金は、リサイクル奨学金や環境衛生協力金および生ごみ処理機の購入補助金など、皆様へ還元するための貴重な財源となります。

新聞・チラシの町分別収集にご協力ください。

新聞・チラシ回収量の推移（単位：kg）

